

宿泊税の考え方について (宿泊事業者説明会資料)



日時：2025年6月12日(木) 13時
会場：苫小牧市役所 9階会議室





目次



1. 宿泊税とは	1
2. 税率について① 税率の設定の種類	2
3. 税率について② 道税との合算イメージ	3
4. 先行自治体の状況	4
5. 道内自治体の導入予定状況	6
6. 苫小牧市の観光振興について	8
7. 苫小牧市の観光の現状と課題	9
8. 宿泊税導入の必要性及び目的	12
9. 道内自治体の使途	13
10. 宿泊税の使途（活用）の方向性	15
11. スケジュール案	16



1 宿泊税とは

- ◆宿泊税は、ホテルや旅館等に宿泊される方に課税される**法定外目的税**で、自治体が独自に導入する税です。
- ◆平成14年に東京都で初めて導入されて以降、大阪府や京都市等、複数の自治体で導入が進められています。
- ◆**北海道は令和8年4月から**の導入予定となっています。道内では北海道と同時期の導入を予定している自治体が複数あります。

法定外税とは

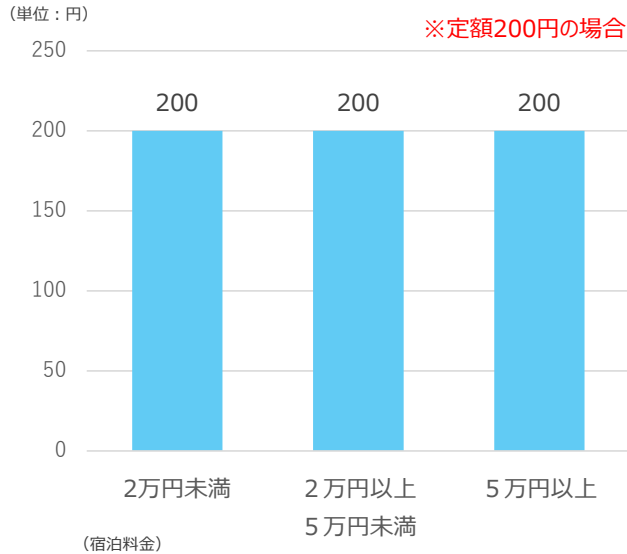
- 地方自治体が独自に作ることができる税のこと
 - ※新設の際には総務大臣と協議の上、同意を得る必要がある

目的税とは

- あらかじめその使い道を特定した上で課税する税のこと
 - ※宿泊税は各自治体が目的を特定した上で独自に導入する税



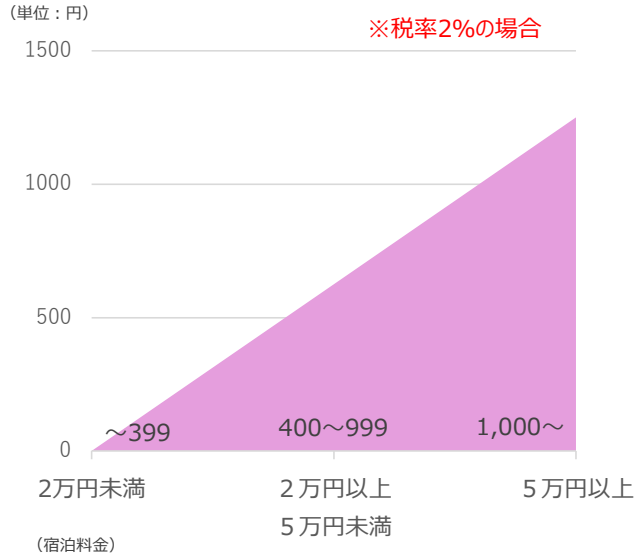
2 税率について ①税率の設定の種類



一律定額制

- ・ 宿泊料金に関わらず一定額で課税
- ・ 一定額のため徴税の計算が簡単
- ・ 宿泊料金が低い場合は不公平感を感じる可能性がある

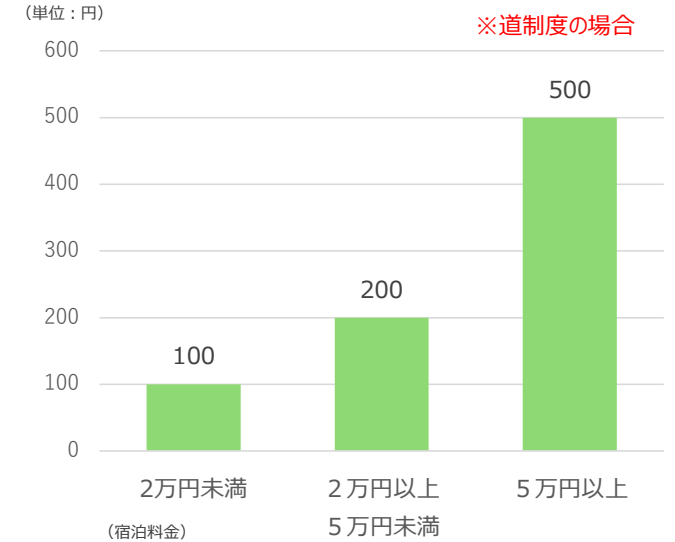
※小樽市・旭川市・帯広市・釧路市などが導入予定



定率制

- ・ 宿泊料金に応じて課税
- ・ 宿泊料金の変動に応じて課税が可能であり、相場が上昇した場合も再設定の必要がない
- ・ 徴税の際の計算は宿泊施設の負担となる可能性がある

※倶知安町が導入済。留寿都村が導入予定



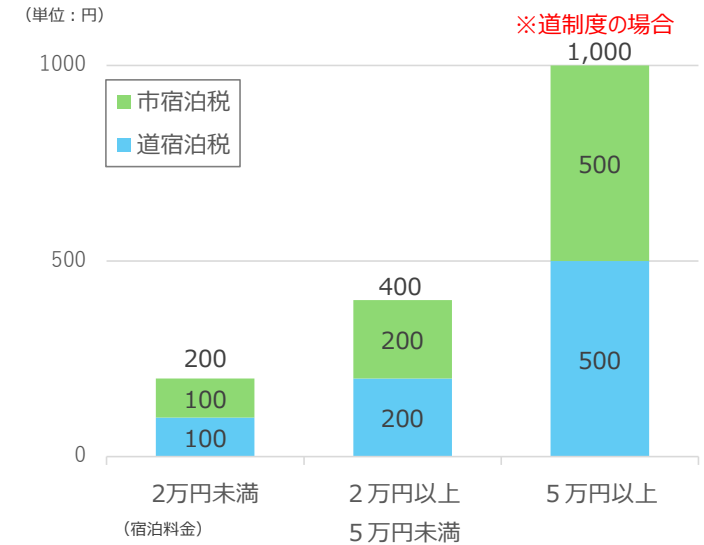
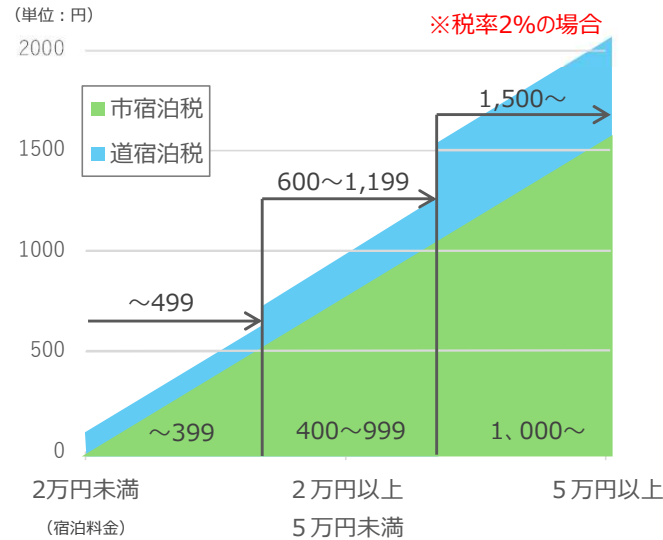
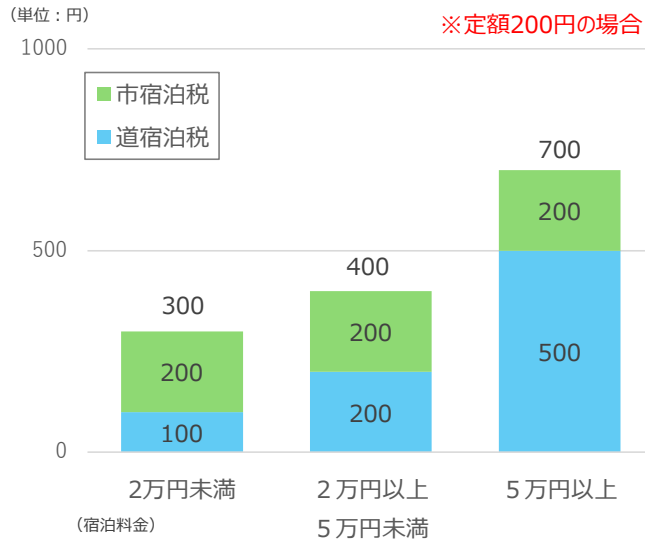
段階的定額制

- ・ 設定した区分ごとの料金設定に応じて課税
- ・ 区分ごとで定額のため徴税の際の宿泊施設の計算が比較的簡単
- ・ 宿泊料金に応じた負担を一定程度求めることができる

※東京都、大阪府、ニセコ町などが導入済
北海道、札幌市、函館市が導入予定



3 税率について ②道税との合算イメージ



一律定額制

- ・市税は定額のため計算不要
- ・道税 + 200円で計算可能なため比較的計算は簡単

※道税分は区分ごとに加算する必要がある

定率制

- ・市税を計算した上で区分ごとに道税を加算する必要がある
- ・徴税の際の計算が宿泊施設の負担となる可能性がある。
- ・税額のわかりにくさを感じる可能性がある

段階的定額制

- ・単純に道税の2倍となるため計算が簡単
- ・段階的定額制であっても道と異なる区分で税額設定をした場合は複雑となる
- ・一律定額制に比べ税収規模は低くなる見込み



4 先行自治体の状況①



課税団体	東京都 (H14.10.1施行)	大阪府 (H29.1.1施行)	京都市 (H30.10.1施行)	金沢市 (H31.4.1施行)	倶知安町 (R1.11.1施行)
税目名	宿泊税（法定外目的税）				
課税客体（課税対象）	旅館・ホテルへの宿泊者	旅館・ホテル、簡易宿所、 特区民泊施設。民泊施設 への宿泊者	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊者		
課税標準	宿泊数（延べ宿泊数）				
納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税）				
税率	1人1泊につき 宿泊料金が ・10,000円以上15,000 円未満：100円 ・15,000円以上：200円	1人1泊につき 宿泊料金が ・7,000円以上15,000円 未満：100円 ・15,000円以上20,000 円未満：200円 ・20,000円以上：300円	1人1泊につき 宿泊料金が ・20,000円未満：200円 ・20,000円以上50,000 円未満：500円 ・50,000円以上：1,000 円	1人1泊につき 宿泊料金が ・20,000円未満：200円 ・20,000円以上：500円	1人当たり、1部屋当たり、 又は1棟当たりについて ・宿泊料金の2%
非課税事項	1人1泊につき、宿泊料 金が1万円未満の場合	1人1泊につき、宿泊料 金が7千円未満の場合	・修学旅行等の参加者及 び引率者 ・保育所等の行事に参加 するもの及び引率者	なし	・修学旅行等の参加者及 び引率者 ・大学等の学生等で町内 で職場体験を行うもの
免税点	10,000円	7,000円	なし	なし	なし
税収規模	16億7,000万円	11億6,700万円	35億5,500万円	7億1,000万円	2億円



4 先行自治体の状況②



課税団体	福岡県 (R2.4.1施行)	福岡市 (R2.4.1施行)	北九州市 (R2.4.1施行)	長崎市 (R5.4.1施行)	二セコ町 (R6.11.1施行)
税目名	宿泊税（法定外目的税）				
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊者				
課税標準	宿泊数（延べ宿泊数）				
納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税）				
税率	1人1泊につき ・市町村が宿泊税を課税 する場合：100円 ・福岡市、北九州市：50 円	1人1泊につき 宿泊料金が ・2万円未満：150円 ・2万円以上：450円	1人1泊につき：150円	1人1泊につき 宿泊料金が ・1万円未満：100円 ・1万円以上2万円未満： 200円 ・2万円以上：500円	1人1泊につき 宿泊料金が ・2万円未満：200円 ・2万円以上5万円未満： 500円 ・5万円以上10万円未満： 1,000円 ・10万円以上：2,000円 ※当分の間5千円以下100円
非課税事項	なし	なし	なし	・修学旅行等の参加者及 び引率者 ・その他市長が認めるも の	・修学旅行その他学校行 事に参加する者 ・町長が必要と認めるも の
免税点	なし	なし	なし	なし	なし
税込規模	15億円	18億2,000万円	3億万円	4億4,000万円	1億6,200円



5 道内自治体の導入予定状況①



課税団体	赤井川村 (R7.11.1施行予定)	北海道 (R8.4.1施行予定)	札幌市 (R8.4.1施行予定)	函館市 (R8.4.1施行予定)
税目名	宿泊税（法定外目的税）			
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊者			
課税標準	宿泊数（延べ宿泊数）			
納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税）			
税率	1人1泊につき 宿泊料金が ・2万円未満：200円 ・2万円以上：500円	1人1泊につき 宿泊料金が ・2万円未満：100円 ・2万円以上5万円未満：200円 ・5万円以上：500円	1人1泊につき 宿泊料金が ・5万円未満：200円 ・5万円以上：500円	1人1泊につき 宿泊料金が ・2万円未満：100円 ・2万円以上5万円未満：200円 ・5万円以上10万円未満：500円 ・10万円以上：2,000円
非課税事項	・修学旅行等の参加者及び引率者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者
免税点	8,000円未満	なし	なし	なし
税込規模	4,160万円	45億5,700万円	27億5,000万円	4億円



5 道内自治体の導入予定状況②



課税団体	釧路市 (R8.4.1施行予定)	帯広市 (R8.4.1施行予定)	小樽市 (R8.4.1施行予定)	旭川市 (R8.4.1施行予定)	北見市 (R8.4.1施行予定)
税目名	宿泊税（法定外目的税）				
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊者				
課税標準	宿泊数（延べ宿泊数）				
納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税）				
税率	1人1泊につき ・200円（定額）	1人1泊につき ・200円（定額）	1人1泊につき ・200円（定額）	1人1泊につき ・200円（定額）	1人1泊につき ・200円（定額）
非課税事項	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者	・修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者 ・保育所等の行事に参加するもの及びその引率者 ・災害等の避難者
免税点	なし	なし	なし	なし	なし
税収規模	3億円	2億5,400万円	2億900万円	3～4億円	1億4,000万円



6 苫小牧市の観光振興について



苫小牧市観光振興ビジョン

・第1期「苫小牧市観光振興ビジョン」は平成28年（2016年）2月に策定され、第2期は令和7年6月に策定される予定です。

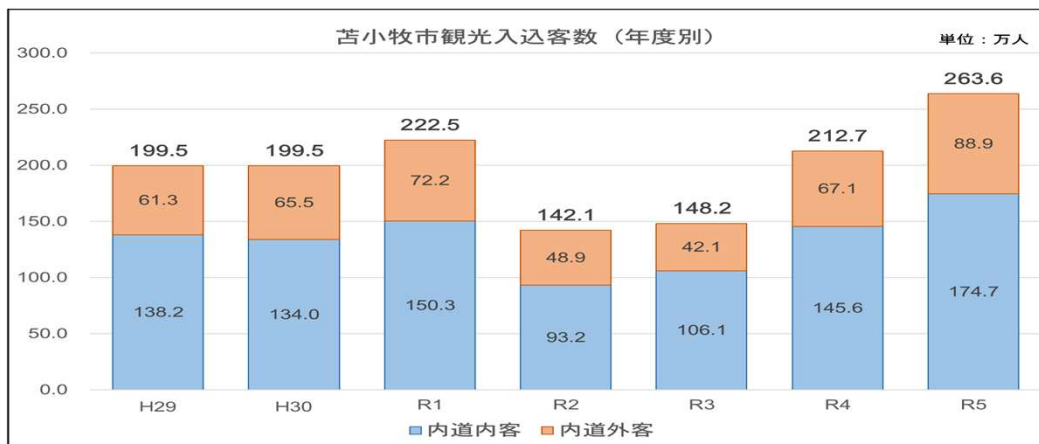
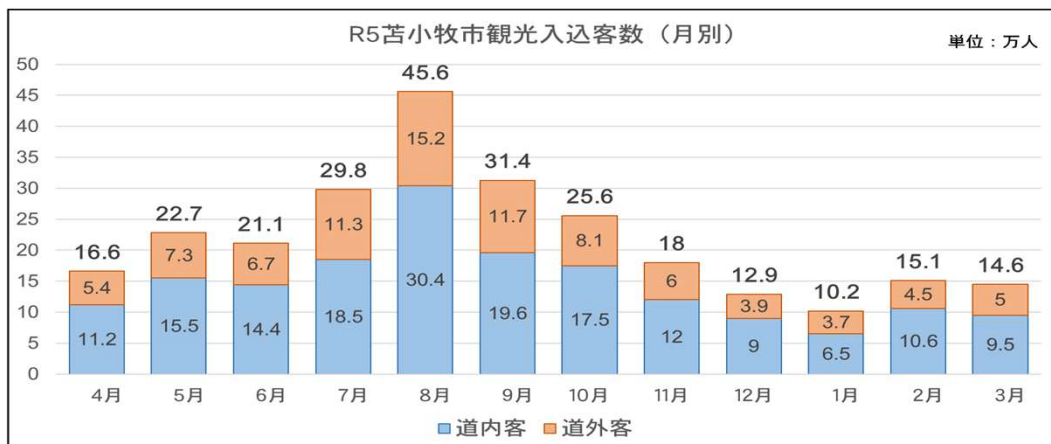
・本ビジョンは、「交流人口の増加による地域経済の活性化」を図ることを目的としており、3つの基本方針と7つの主要施策を展開しています。

・こうした取り組みを通じて、「選ばれるまち 苫小牧」の実現を目指しています。

目的	基本方針	主要施策
交流人口の増加による地域経済の活性化	地域の魅力の有効活用	地域資源の魅力向上 ① 豊かな自然環境の情報発信 ② 産業観光の推進 ③ 苫小牧港のおもてなし強化 ④ 食のブランド化 ⑤ インバウンドの拡大
		各種イベントの開催
		情報発信の強化
	観光推進体制の強化	MICE誘致の推進
		サステナブル・ツーリズムの推進
	広域連携の推進	
新たな魅力づくり	地域特性を生かした観光の魅力づくり	① スポーツ施設の有効活用 ② 文化施設の有効活用 ③ レジャー施設の有効活用 ④ インフラツーリズムの推進 ⑤ コンテンツ・ツーリズムの推進 ⑥ 観光資源の連動



7 苫小牧市の観光の現状と課題①



出典：令和5年度観光入込客数調査、苫小牧市

【2023(令和5)年度 北海道と苫小牧市の観光入込客数の比較】

	日帰客	宿泊客	合計
北海道 (構成割合)	12,149.1万人 (83.1%)	2,469.5万人 (16.9%)	14,618.6万人
苫小牧市 (構成割合)	251.5万人 (95.4%)	12.1万人 (4.6%)	263.6万人

出典：令和5年度北海道観光入込客数調査報告書資料編、北海道経済部観光局

(1) 観光入込客数

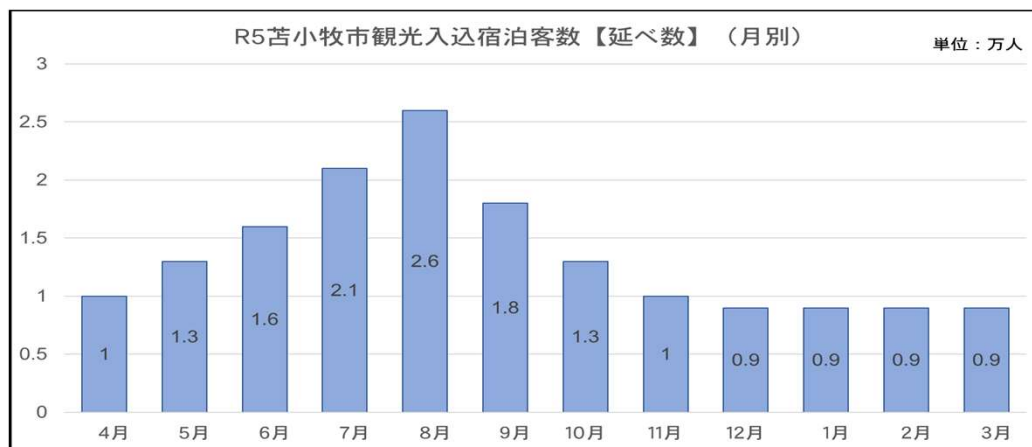
本市の観光入込客の多くは道内客で、季節格差が極端に大きいのが特徴です。

2023(令和5)年度調査では、最も少なかった1月の10万2千人と、最も多かった8月の45万6千人を比較すると、およそ4.5倍の格差があります。

また、観光入込客に占める宿泊客の割合としては、北海道の16.9%に対し本市は4.6%と低くなっています。



7 苫小牧市の観光の現状と課題②



出典：令和5年度北海道観光入込客数調査報告書資料編、北海道経済部観光局

【宿泊客延数】

順位	市町村名	宿泊客延数		
		R4	R5	対R元年度比
1	札幌市	1,299万人泊	1528万人泊	117.7%
2	函館市	353万人泊	393万人泊	111.3%
3	釧路市	125万人泊	126万人泊	100.9%
4	小樽市	104万人泊	113万人泊	127.8%
5	帯広市	88万人泊	108万人泊	104.0%
25	苫小牧市	16万人泊	16万人泊	99.3%

出典：令和4年度及び令和5年度北海道観光入込客数調査報告書資料編、北海道経済部観光局

(2) 観光入込宿泊客数

宿泊客の月別推移では、最も多い8月には延べ2万6千人が宿泊していますが、12月には約3分の1の9千人まで減少するため、宿泊施設の客室稼働率の変動も激しいものと推測されます。

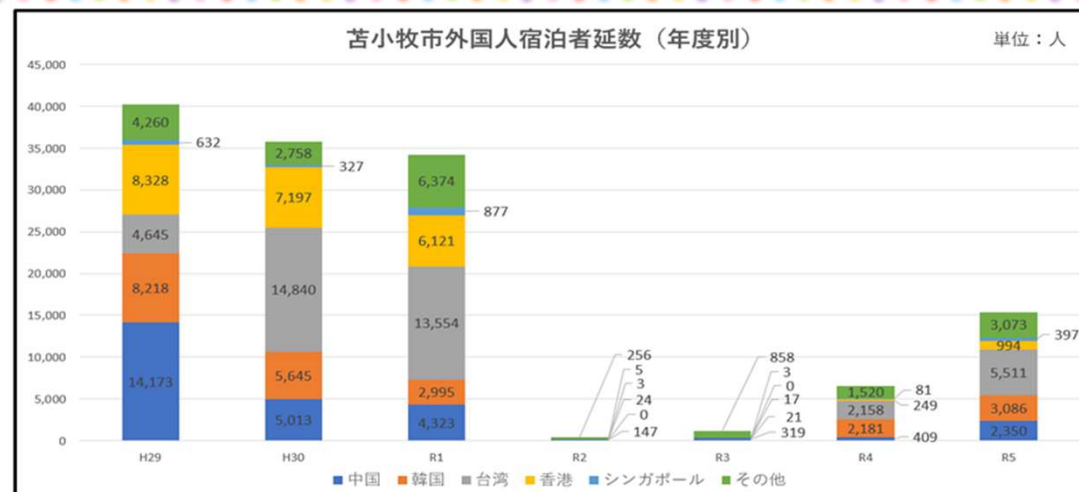
2023（令和5）年度の宿泊客延数を見ると、人口が同規模の釧路市と帯広市は、いずれも100万人・泊を越えている一方、本市は16万人・泊と極端に少なくなっています。これらのことから、本市は日帰客が多い、典型的な通過型の都市と言えます。



7 苫小牧市の観光の現状と課題③



	令和元年度		令和5年度		
	延べ人数	構成割合	延べ人数	構成割合	増減
台湾	13,554人	39.6%	5,511人	35.8%	△ 8,043人 (0.41倍)
韓国	2,995人	8.7%	3,086人	20.0%	91人 (1.03倍)
中国	4,323人	12.6%	2,350人	15.2%	△ 1,973人 (0.54倍)
香港	6,121人	17.9%	994人	6.4%	△ 5,127人 (0.16倍)
シンガポール	877人	2.6%	397人	2.6%	△ 480人 (0.45倍)
その他	6,374人	18.6%	3,073人	19.9%	△ 3,301人 (0.48倍)
合計	34,244人		15,411人		△ 18,833人 (0.45倍)



出典：令和5年度観光入込客数調査、苫小牧市

(3) 外国人宿泊客延数

2023（令和5）年度の観光入込客数調査によると本市を訪れる外国人宿泊者延べ数は15,411人となっています。

内訳としましては台湾が5,511人と最も多く全体の35.8%を占めています。次いで韓国の3,086人、中国の2,350人と続き上位3地域で71%を占めています。

また、コロナ禍前の令和元年度と比較すると約55%減少しておりますが、2023（令和5）年5月に新型コロナウイルス感染の行動規制が解除された後は外国人観光客も戻りつつあります。

北海道を訪れる外国人来道者数は韓国、台湾などの中華圏が最も多く、最近ではアメリカからの観光客も増えており、宿泊先としては、札幌、函館など圧倒的な観光資源を有している地域が多くなっています。



8 宿泊税導入の必要性及び目的



必要性

- ◆ 苫小牧市はウトナイ湖や樽前山など自然に囲まれており、さらに、空港や港も近いことから観光客が訪れやすい街ではあるが、圧倒的な集客力を持つ観光資源が乏しく、宿泊客も少ないことから「**通過型都市**」となっている
- ◆ 夏季と冬季の観光入込客数を比較すると約4.5倍程度の開きがあり、**季節での偏りがある**
- ◆ 本市が観光地として選ばれる街になるため、**さらなる魅力の発掘や情報発信、交通インフラの整備や充実を図る**必要がある
- ◆ 新たな財源となる宿泊税を導入することで、観光客の利便性や快適性の向上を図り、結果として市内周遊や滞在を増加させ、関連産業や市内消費の拡大など多岐にわたって**本市経済の活性化に寄与することが期待できる**

目的

- ◆ **本市の観光における課題を解決するために**多様な施策を行う必要があるものの、観光振興のための事業を拡充して取り組むには**財源が不足している**
- ◆ 人口減少、少子高齢化が著しい昨今、様々な財政的課題を抱えている中で、**観光振興のための予算を増額させることは難しい**
- ◆ **本市が持続的に発展していくためには**、必要な財源を市民だけが負担するのではなく、**本市への宿泊者にも一部負担いただく**
- ◆ その財源をもとに本市の課題を解決し、来訪者や宿泊者をさらに増加させるためのサービス提供に活用することで、**消費の拡大や関連産業の発展など本市全体の経済活性化を図る**



9 道内自治体の使途①



課税団体	赤井川村 (R7.11.1施行予定)	北海道 (R8.4.1施行予定)	札幌市 (R8.4.1施行予定)	函館市 (R8.4.1施行予定)
<p>税収の使途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キロロリゾートを結ぶ村道赤井川高原道路の全面改修 ・キロロリゾートの処理能力増大に伴う新浄水施設の設置 ・一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協議会への運営支援 ・まるっとカルデラ農村フェスへの支援 ・外国語表記の道路標識の設置 ・支笏洞爺ニセコルートニセコ羊蹄エリアでの冬道をキャンドルで彩る取組への支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○観光の高付加価値化 <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティングの強化 ・資源を活かした観光の推進 ・地域の取組支援 ○観光サービス、観光インフラの充実、強化 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保、育成 ・受入機能の強化、高度化 ・移動利便性の向上 ○危機対応力の強化 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○受け入れ環境の整備とおもてなしの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等のバリアフリー化 ・受入環境整備支援 ○観光資源の磨き上げと付加価値の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・都市型スノーリゾートの推進 ・持続可能な雪まつりの運営 ○持続可能な観光地経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業界の人材育成、DX推進、DMO検討、省エネ化 ・観光施設の災害対策支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○誘客による観光業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・MICE誘致強化、周遊連携 ・訪日外国人観光客の誘客 ○質の高い観光の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・環境利便性の向上 ・宿泊施設等のDX支援 ・食文化などの多様性の対応 ・駅、空港からの2次交通強化 ○冬季観光の魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・新規イベント、コンテンツ ○人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・就職環境づくり ・将来の担い手育成、確保 <p>など</p>
<p>税収規模</p>	<p>4,160万円</p>	<p>45億5,700万円</p>	<p>27億5,000万円</p>	<p>4億円</p>



9 道内自治体の使途②



課税団体	釧路市 (R8.4.1施行予定)	帯広市 (R8.4.1施行予定)	小樽市 (R8.4.1施行予定)	旭川市 (R8.4.1施行予定)	北見市 (R8.4.1施行予定)
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○受入環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・移動利便性の向上 ・宿泊施設等の受入環境整備支援 ・観光案内機能の充実 ○地域資源の磨き上げと魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・アドベンチャートラベル(AT)の推進 ・食や地場産品の魅力創出 ・夜の滞在型観光の推進 ○持続可能な観光地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・DMO、DMCの体制強化 ・観光政策データの整備充実と分析力の向上 ○税導入に係る徴税費用 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトドア観光の推進 ・夜間観光等の推進 ・観光イベントの充実 ・文化資源の有効活用 ○受入環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報発信、情報提供の推進 ・観光案内機能の充実 ・インバウンド対応の強化 ○持続可能な観光振興 <ul style="list-style-type: none"> ・観光地域マネジメントの推進 ・観光産業を担う人材の育成 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史遺産や景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の保全 ・美しい街並みや景観の保全 ○観光インフラの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiの整備 ・観光施設のユニバーサル化 ○受入環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所の機能強化 ・観光MaaS構築 ○マーケティング等に基づく観光戦略策定とその取組 ○基金への積立て ○賦課徴収に係る経費 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・施設等のユニバーサル化 ・二次交通の整備 ○誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・旭川の魅力を活かし、滞在したくなるコンテンツ造成支援 ○持続可能な観光地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足解消、育成への支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点の整備、創出 ・観光コンテンツの創出 ○受入環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等の受入環境整備支援 ・インバウンド対応 ・二次交通対策 ○持続可能な観光振興 <ul style="list-style-type: none"> ・観光産業を担う人材育成 ・マーケティングデータの分析、活用 ・閑散期の集客対策 ・不測事態に備えた対策 ○賦課徴収に係る経費 <p>など</p>
税収規模	3億円	2億5,400万円	2億900万円	3～4億円	1億4,000万円



10 宿泊税の使途(活用)の方向性



以下は、**現段階で想定されるものを例示**したものです。
観光を取り巻く状況の変化、求められる施策は常に変化しているため、使途の可能性を狭めることなく、**柔軟に対応**できるよう**活用する事業は毎年度検討し決定**します。

想定される活用例

使途① 観光資源の磨き上げと魅力向上

○誘客の促進

- ・ 冬季、夜間のイベントの誘致や開催
- ・ アドベンチャートラベル(AT)の推進
- ・ 観光アプリの開発
- ・ 食のブランド化 ・ 産業観光の推進
- ・ 冬季交流大会の誘致や開催 など

○補助制度の充実、拡充

- ・ 閑散期における宿泊助成
- ・ スポーツ合宿補助の拡大
- ・ 会議、スポーツ、文化イベントに対する補助
- ・ 産業観光受入事業への補助 など

○情報発信の強化

- ・ SNS等の活用 ・ 観光情報誌への掲載
- ・ パンフや案内板の充実、多言語化

使途② 受入環境の整備

○宿泊施設等の受入環境整備

- ・ 多言語化 ・ キャッシュレス化
- ・ ユニバーサルデザイン化 など

○観光施設、文化・スポーツ施設の環境整備

- ・ 多言語化 ・ キャッシュレス化
- ・ ユニバーサルデザイン化
- ・ 観光案内所の強化 ・ 施設の整備 など

○二次交通の利便性向上

- ・ 観光施設間の交通アクセスの充実
- ・ 新たな移動手段の導入(電動自転車など)

○人材確保・育成

- ・ 人材の定着 ・ ITによる省力化
- ・ ガイド育成 など

使途③ 持続可能な観光地づくり

○観光推進体制の強化

- ・ MICE誘致の推進
- ・ 観光関連団体との連携強化
- ・ 観光DX推進支援 など

○サステナブルツーリズムの推進

- ・ 観光資源の活用と保全の両立 など

○広域連携の推進

- ・ 近隣市町村との連携強化 など

○災害等の不測事態への備え

- ・ 一定額を基金に積み立て
(災害時の復旧支援や需要回復対策に活用)

使途④ その他導入に係る経費

- ・ 宿泊事業者へのシステム導入経費、徴収手数料等
- ・ 市のシステム導入経費
- ・ 周知、広報に係る経費 など



11 スケジュール案

